

別紙 4
(事前公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年8月18日

1 契約の名称及び数量

旧奈良中山教職員住宅除草作業及び側溝泥上げ業務委託

※ 詳細は別添仕様書のとおり

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者のいずれかであること

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者

- ① 障害者支援施設
- ② 地域活動支援センター
- ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
- ④ 小規模作業所
- ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの者

- ① シルバー人材センター連合
- ② シルバー人材センター
- ③ ①又は②に準ずる者として知事の認定を受けた者

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 奈良県教育委員会事務局福利課
- (2) 提出期限 令和7年9月1日(月) 午後5時00分
- (3) その他
 - ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
 - ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
 - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
 - イ 記名を欠く見積書
 - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
 - エ 価格を加除訂正した見積書
 - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

教育委員会事務局福利課

住所：奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8974(ダイヤルイン)

FAX：0742-22-0259

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。))、支配人及び支店又

は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- ② 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

旧奈良中山教職員住宅除草作業及び側溝泥上げ業務委託 仕様書

1. 業務名

旧奈良中山教職員住宅除草作業及び側溝泥上げ業務委託

2. 履行場所

奈良市中山町 1 4 - 2 旧奈良中山教職員住宅敷地内

3. 実施時期

実施時期については原則次のとおりとし、実施日の決定については、奈良県教育委員会事務局福利課長（以下「福利課長」という）と協議のうえ、決定するものとする。

実施時期：令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 7 年 1 0 月 3 1 日

4. 除草範囲、除草方法及び雑草等の処理

敷地図（別添）に示す範囲の雑草等を手刈りまたは刈払機を用いて除草し、刈り高 5 cm 程度の仕上げとする。ただし、敷地フェンス、境界外の敷地や樹木等破損または損傷のおそれがある場所については手刈りとする。また、切り取った雑草等は適切な処分地へ運搬、処分すること。

5. 泥上げ範囲、方法及び処理

敷地図（別添）に示す範囲の側溝の砂、泥上げを行う。また、砂・泥等は、所定の場所に集めること。

6. 経費負担

作業に要する経費は、すべて受注者の負担とする。

6. 安全の確保

受注者は、業務遂行にあたり、適切な安全対策を施し、事故のないように安全管理には万全の注意を払うこと。なお、作業により被害等が発生した場合は、福利課長へ連絡するとともに、受注者の責任により適切に処置すること。

7. 提出書類

①完了届

②業務写真

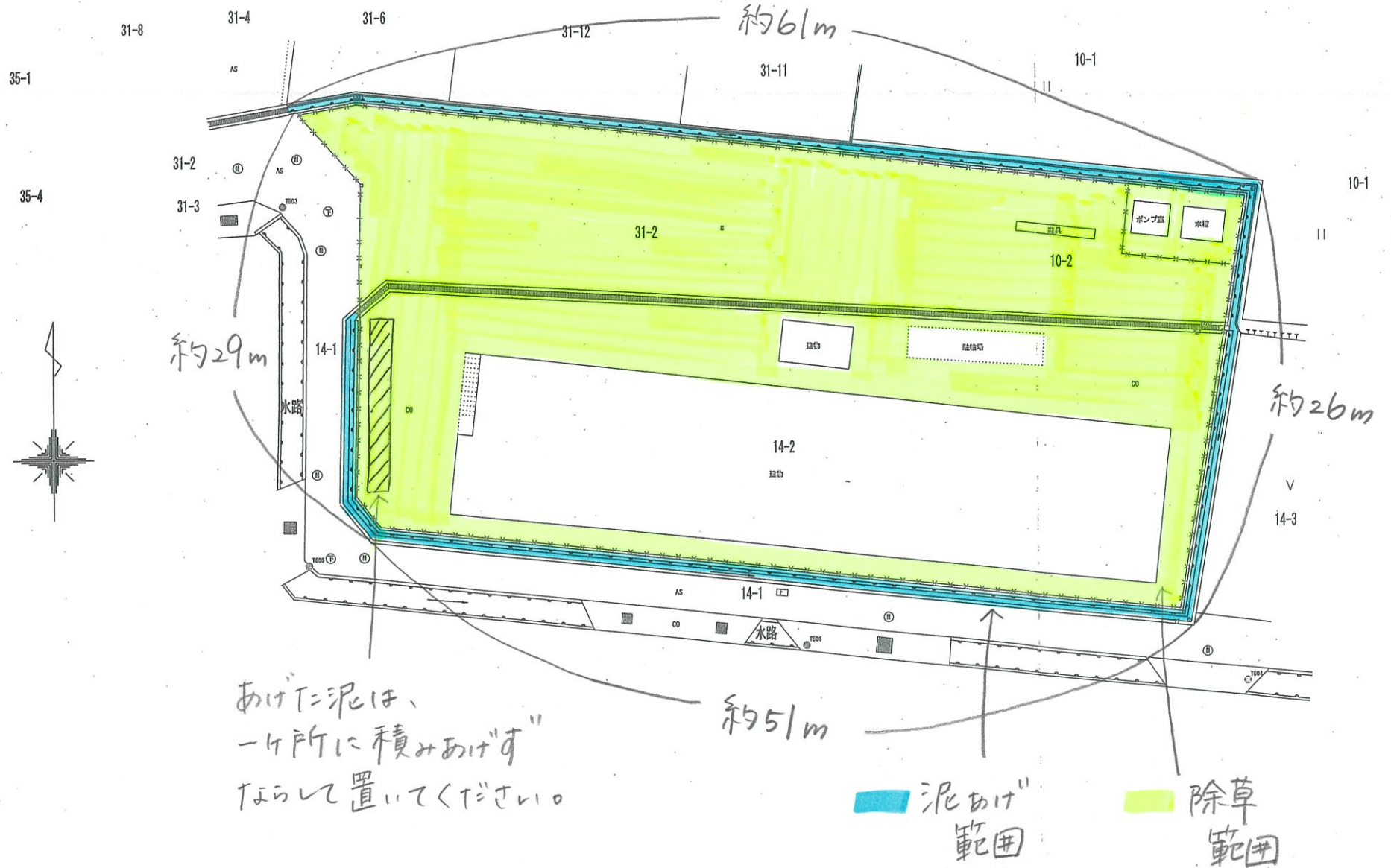
8. その他

この仕様書に定めがない事項については、その都度協議する。

本業務を受注しようとする者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

敷地図

奈良市中山町 地内



<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。